

静岡県企業局管理規程第9号

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月29日

静岡県公営企業管理者
企業局長 松下 育蔵

静岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
<p style="text-align: center;">(払込金資金前渡)</p> <p>第51条の2 前条第12号に掲げる払込書により支払をする経費については、払込金資金前渡者（本庁にあっては<u>出納担当主幹</u>、所にあつては所の総務課長）にあらかじめ資金前渡した後支払を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(契約の制限)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第3号の契約の期間は、5年以内とする。ただし、次の各号に掲げる契約の期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(入札書による入札)</p> <p>第192条 入札を行う場合には、入札に参加しようとする者又はその代理人は、<u>出頭して</u>入札書を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2（その1） (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>収益勘定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">款</th> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 30%;">目</th> <th style="width: 10%;">節</th> <th style="width: 40%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>他会計補助金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	説明	(略)							他会計補助金						(略)	(略)	<p style="text-align: center;">(払込金資金前渡)</p> <p>第51条の2 前条第12号に掲げる払込書により支払をする経費については、払込金資金前渡者（本庁にあっては<u>経営課長</u>、所にあつては所の総務課長）にあらかじめ資金前渡した後支払を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(契約の制限)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第3号の契約（<u>不動産を借りる契約を除く。次項において同じ。</u>）の期間は、5年以内とする。ただし、次の各号に掲げる契約の期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(入札書による入札)</p> <p>第192条 入札を行う場合には、入札に参加しようとする者又はその代理人は、入札書を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2（その1） (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>収益勘定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">款</th> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 30%;">目</th> <th style="width: 10%;">節</th> <th style="width: 40%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>他会計補助金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	説明	(略)							他会計補助金						(略)	(略)
款	項	目	節	説明																																					
(略)																																									
		他会計補助金																																							
			(略)	(略)																																					
款	項	目	節	説明																																					
(略)																																									
		他会計補助金																																							
			(略)	(略)																																					

		受託工 事収益		
(略)				

(略)

別表第 2 (その 2) (略)

(略)

収益勘定

款	項	目	節	説明
(略)				
		補助金		(略)

		<u>他会計 負担金</u>		
			<u>何々会 計負担 金</u>	<u>営業活 動に伴 う他会 計が負 担すべ き経費 に対す る他会 計から の負担 金</u>
		受託工 事収益		
(略)				

(略)

別表第 2 (その 2) (略)

(略)

収益勘定

款	項	目	節	説明
(略)				
		補助金		(略)
		<u>他会計 負担金</u>		
			<u>何々会 計負担 金</u>	<u>営業活 動に伴 う他会 計が負 担すべ き経費 に対す る他会 計から の負担 金</u>

		長期前 受金戻 入		(略)
(略)				
(略)				

		長期前 受金戻 入		(略)
(略)				
(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第2（その1）及び別表第2（その2）の改正は、公布の日から施行する。